

韓国および中華人民共和国の国籍法

郷田正萬

はじめに

もともと国籍法は公法でかつ実質法であり、伝統的には国際法上の国内管轄事項とされていたので、国籍の取得・喪失などについては、各国の立法が一致していないのが現実である。

しかし、国籍法は、国際私法との関連では、特に身分法問題について連結点として用いられることが多いし、また国際私法の適用の前提をなしている。そういう理由などから、国籍法は広い意味における国際私法に含められて研究されているのが現状である。

ところで、韓国の国籍法は、一九九七年二月一日に全面改正されたのであり、法律第五四三一号として公布され、その六ヶ月後に施行された。その後、二〇〇一年二月一九日に若干の部分的な改正が行われ、これも二〇〇一年二月一九日、第六五二三号として公布され、公布と共に施行された。ここでは一九九七年の二月、全面的に改正された国籍法をまず取り上げているが、それは全文二〇条と附則八条によって構成されている。

隣接国家でありながら韓国法の研究資料が少ない状況のなかで、日本における韓国法の研究はいまだに本格的になされていないのが実体である。以下、韓国の国籍法を原文通り訳したので、資料として多くの方々に活用されることを期待する。

第一条(目的)

この法は、大韓民国の国民になる要件を定めることを目的とする。

第二条(出生による国籍取得)

① つぎの各号の一に該当する者は出生と同時に大韓民国の国籍を取得する。

一、出生当時に父または母が大韓民国の国民である者。

二、出生する前に父が死亡した時には、その死亡した当時に父が大韓民国の国民であった者。

三、父母が明らかでない時または国籍がない時には、大韓民国で出生した者。

② 大韓民国で発見された捨子は、大韓民国で出生したものと推定する。

第三条(認知による国籍取得)

① 大韓民国の国民でない者(以下、「外国人」と称する)として、大韓民国の国民である父または母によって認知された者がつぎの各号の要件を備えた時には、法務長官に申告することによって、大韓民国の国籍を取得することができる。

一、大韓民国の民法によって未成年であること。

二、出生した当時にその父または母が大韓民国の国民であること。

第四条（帰化による国籍取得）

三、第一項の規定による申告手続き、その他必要な事項は大統領令で定める。

① 大韓民国の国籍を取得した事実がない外国人は、法務部長官（法務大臣）の帰化許可を得て大韓民国の国籍を取得する。

② 法務部長官は帰化許可を申請した者に対しては、第五条乃至第七条の規定による帰化条件を備えているか否かを審査した後、その要件を備えた者に限り、帰化を許可する。

③ 第一項の規定により帰化許可を受けた者は、法務長官がその許可をした時には、大韓民国の国籍を取得する。

④ 第一項および第二項の規定による申請手続きおよび審査などに関する必要な事項は大統領令で定める。

第五条（一般帰化の要件）

外国人がこの帰化許可を受けるためには、第六条および第七条に規定された場合を除き、つぎの各号の要件を備えなければならない。

一、五年以上継続して、大韓民国に住所があること。

二、大韓民国の民法によって成年であること。

三、品行が端正であること。

四、自分の財産や技能によるか、または生計を同一にする家族に依存して生計を維持する能力があること。

五、国語能力および大韓民国の風習に対する理解など大韓民国国民としての素養を備えていること。

第六条（簡易帰化の要件）

① つぎの各号の一に該当する外国人として、大韓民国に三年以上継続して住所がある者は、第五条第一項の要

件を備えなくとも、帰化許可を受けることができる。

一、父または母が大韓民国の国民であった者。

二、大韓民国で出生したもので父または母が大韓民国で出生した者。

三、大韓民国国民の養子で、入養の当時、大韓民国の民法によって成年であった者。

② 配偶者が大韓民国の国民である外国人として、つぎの各号の一に該当する者は、第五条第一項の要件を備えなくとも、帰化許可を受けることができる。

一、その配偶者と婚姻した状態で大韓民国に二年以上継続して住所があるもの。

二、その配偶者と婚姻した後、三年が経過し婚姻した状態で大韓民国に一年以上継続して住所がある者。

第七条（特別帰化の要件）

① つぎの各号の一に該当する外国人として、大韓民国に住所がある者は第五条第一項・第二項および第四項の要件を備えなくとも、帰化許可を受けることができる。

一、父または母が大韓民国の国民である者。但し、養子として大韓民国の民法上、成年になった後入養された者を除く。

二、大韓民国に特別な功勞がある者。

② 法務部長官が第一項第二号に該当する者に帰化を許可をしようとする時には、大統領の承認を得なければならぬ。

第八条（随伴取得）

① 外国人の子として、大韓民国の民法によって未成年である者はその父または母が帰化許可を申請する時に、

国籍取得を申請することができる。

② 第一項の規定によつて国籍取得申請をした者は、その父または母に対して法務部長官が帰化を許可した時に、併に大韓民国の国籍を取得する。

③ 第一項の規定による申請手続き、その他必要な事項は大統領令で定める。

第九条（国籍回復による国籍取得）

① 大韓民国の国民だった外国人は法務部長官の国籍許可を得て、大韓民国の国籍を取得することができる。

② 法務部長官は国籍回復許可を申請した者に対して審査した後、つぎの各号の一に該当する者に対しては、国籍回復許可をしない。

一、国家または社会のために危害を及ぼした者

二、品行が端整でない者

三、兵役を忌避する目的で、大韓民国の国籍を喪失したか、または離脱した者。

四、国家安全保障・秩序維持または公共福利のために法務部長官が国籍回復を許可することが不適當であると認める者。

③ 第一項の規定によつて、国籍回復許可を受けた者は、法務部長官がその許可をした時に、その国籍を取得する。

④ 第一項および第二項の規定による申請手続きおよび審査などに関して、必要な事項は大統領令で定める。

⑤ 第八条の規定は、国籍回復許可の場合に、これを準用する。

第一〇条（国籍取得者の外国国籍放棄義務）

① 大韓民国の国籍を取得する外国人として外国国籍を持っている者は大韓民国国籍を取得した日から六ヶ月以内に、その外国国籍を放棄しなければならない

② 第一項の規定を履行しない者は、その期間が経過した時には、大韓民国の国籍を喪失する。但し、本人の意思にも拘らず、第一項の規定を履行し難い者として大統領が定める事由に該当する者は、その限りではない。

第一条（国籍の再取得）

① 第一〇条第二項の規定によって、大韓民国の国籍を喪失した者が、その後一年以内に、その外国国籍を放棄した時には、法務部長官に申告することによって、大韓民国の国籍を再取得することができる。

② 第一項の規定によって申告した者は、その申告をした時に大韓民国の国籍を取得する。

③ 第一項の規定による申告手続き、その他必要な事項は大統領令で定める。

第二条（二重国籍者の国籍選択義務）

① 出生、その他、この法の規定によって、満二〇才になる前に大韓民国国籍と外国国籍をともに持つようになる者（以下、「二重国籍者」と称する）は、満二〇才になる前に、満二〇才になった後に二重国籍者になった者はその時から二年内に第一三条および一四条の規定によって、一つの国籍を選択しなければならない。

③ 第一項の規定によって国籍を選択しない者は、その期間が経過した時には大韓民国の国籍を喪失する。

第三条（大韓民国国籍の選択手続き）

① 二重国籍者として大韓民国の国籍を選択しようとする者は、第一二条第一項に規定された期間内に、外国国籍を放棄した後、法務部長官に大韓民国の国籍を選択する意思を申告しなければならない。

② 第一項の規定による申告の受理要件、申告手続き、その他必要な事項は大統領令で定める。

第十四条（大韓民国国籍離脱手続き）

① 二重国籍者で外国国籍を選択しようとする者は、第一二条第一項に規定された期間内に、法務部長官に大韓民国の国籍を離脱したいという意思を申告することができる。但し、同条項但書に規定された者はその事由が消滅した後申告することができる。

② 第一項の規定によって国籍離脱申告をした者は、その申告をした時に大韓民国の国籍を喪失する。

③ 第一項の規定による申告手続き、その他必要な事項は大統領令で定める。

第十五条（外国国籍取得による国籍喪失）

① 大韓民国国民として自ら外国国籍を取得した者は、その外国国籍を取得した時に大韓民国の国籍を喪失する。

② 大韓民国の国民として、つぎの各号一に該当する者は、その外国国籍を取得した時から六ヶ月以内に法務部長官に、大韓民国国籍を保有する意思があることを申告しなければ、その外国国籍を取得した時に遡及して大韓民国の国籍を喪失する。

一、外国人との婚姻によって、その配偶者の国籍を取得した者。

二、外国人に入養され、その養父または養母の国籍を取得した者。

三、外国人である父または母に認知され、その父または母の国籍を取得した者。

四、外国国籍を取得し、大韓民国の国籍を喪失するようになった配偶者、または未成年者でその外国の法によって、共にその外国国籍を取得した者。

③ 外国国籍を取得することによって、大韓民国国籍を喪失するようになった者に対し、その国籍取得日を分からない時には、その人が使用する外国旅券の最初の発給日に、その外国国籍を取得したものと推定する。

④ 第二項の規定による申告手続き、その他必要な事項は大統領令で定める。

第一六条（国籍喪失者の処理）

① 大韓民国の国籍を喪失した者（第一四条の規定による国籍離脱の申告をした者は除く）は法務部長官に国籍喪失の申告をしなければならない。

② 公務員がその職務上、大韓民国の国籍を喪失した者を発見した時には、遅滞なく、法務部長官に国籍喪失の通報をしなければならない。

③ 法務部長官はその職務上、大韓民国の国籍を喪失した者を発見したり、第一項および第二項の規定によって国籍喪失の申告または通報を受けた時には、戸籍官署および住民登録官署に通報しなければならない。

④ 第一項乃至第三項の規定による申告および通報手続き、その他必要な事項は大統領令で定める。

第一七条（官報告示）

① 法務部長官は大韓民国国籍取得と喪失に関する事項が発生した時には、その旨を官報に告示しなければならない。

② 第一項の規定によって、官報に告示する事項は大統領令で定める。

第一八条（国籍喪失者の権利変動）

① 大韓民国の国籍を喪失した者は国籍を喪失した時から大韓民国の国民だけが享有できる権利を有することができるできない。

② 第一項に規定された権利のなかで、大韓民国の国民であった時に取得したもので譲渡可能なものは、その権利と関連した法令が別途定めるところがない限り、三年以内に大韓民国の国民に譲渡しなければならない。

第十九条（法定代理人が行なう申告等）

この法に規定された申請または申告と関連して、その申請または申告をしようとする者が一五才未満人である時には、法定代理人がこれを代行する。

第二〇条（国籍判定）

① 法務部長官は、大韓民国国籍取得または保有如何が明らかでない者に対して、これを審査した後、判定することができ。

② 第一項の規定による審査および判定手続き、その他必要な事項は大統領令で定める。

附則（第五四三一号、一九九七・一二・二三）

第一条（施行時期）

この法は、公布した後六ヶ月が経過した日から施行する。

第二条（帰化許可申請等に関する経過措置）

この法の施行前の、従来の規定によって帰化許可・国籍回復許可および国籍離脱許可を申請した者に対しては、従来の規定を適用する。

第三条（国籍の回復および再取得に関する経過措置）

① 第九条の改正規定はこの法施行前に大韓民国の国籍を喪失したかまたは離脱した者が、大韓民国の国籍を回復する手続きに関してもこれを適用する。

② 第一条の改正規定は第一項に規定された者のなかで、大韓民国の国籍を取得した後六ヶ月以内に外国国籍

を放棄しないことによつて、大韓民国の国籍を喪失した者に対してもこれを適用する。

第四条（国籍取得者の外国国籍放棄義務に関する経過措置）

第一〇条の改正規定はこの法施行前に大韓民国の国籍を取得し、その時からこの法の施行日まで六ヶ月が経過しない者に対しても、これを適用する。

第五条（二重国籍者の国籍選択義務および手続きに関する経過措置）

第一二条乃至第一四条の改正規定は、この法施行前に大韓民国の国籍と外国国籍を併に持つようになった者（既に国籍離脱許可を受けた者を除き）に対してもこれを適用する。但し、この法の施行日現在、満二〇才以上である者はこの法の施行日を第一二条第一項に規定された国籍選択期間の起算日と見なす。

第六条（国籍喪失者の処理および権利変動に関する経過措置）

第一六条および第一八条の改正規定はこの法施行前に、大韓民国の国籍を喪失した者に対しても、これを適用する。

第七条（父母両系血統主義採択に伴う母系出生者に対する国籍取得の特例）

① 一九七八年六月一四日から一九九八年六月一三日までの間に大韓民国の国民を母として出生した者で、つぎの各号に該当する者は二〇〇四年一月三十一日まで、大統領が定めるところによつて、法務部長官に申告することによつて、大韓民国の国籍を取得することができる。（改正二〇〇一年二月一九日）

一、母が現在大韓民国の国民である者。

二、母が死亡した時には、その死亡当時に母が大韓民国の国民であった者。

② 第一項の規定による申告は、国籍を取得しようとする者が一五才未満である時には法定代理人に代わってこ

れを代行する。(改正二〇〇一年二二・一九)

③ 天災地変、その他不可抗力の事由に起因して、第一項に規定された期間内に申告ができなかった者は、その事由が消滅した時から三ヶ月以内に法務部長官に申告することによって、大韓民国の国籍を取得することができる。

④ 第一項または第三項の規定によって申告した者は、その申告をした時に大韓民国の国籍を取得する。

第八条(他の法律の改正)

民法中につきのように改正する。

第七八一条第一項の但書は、つぎのように新設する。

但し、父が外国人である時には、母の性と本貫に従うことができ、母家に入籍する。

附則(第六五二三号、二〇〇一年一二月一九日)

この法は公布する日から施行する。